別表十二（十七）　記載要領

1　この表は、青色申告書を提出する法人で電子計算機の製造若しくは販売の事業を営むものが所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号。以下この記載要領において「平成21年改正法」という。）附則第41条第２項から第13項まで（電子計算機買戻損失準備金に関する経過措置）の規定の適用を受ける場合又は連結法人で電子計算機の製造若しくは販売の事業を営むものが平成21年改正法附則第57条第２項から第11項まで（電子計算機買戻損失準備金に関する経過措置）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「平成21年４月１日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の日　⑴」の欄は、平成21年改正法附則第41条第10項に規定する合併法人若しくは同条第13項に規定する分割承継法人が適格合併等（適格合併又は適格分割型分割をいう。以下この号において同じ。）の日を含む事業年度若しくは連結事業年度以後の各事業年度において当該適格合併等により引継ぎを受けた電子計算機買戻損失準備金の金額につき同条第10項若しくは第13項の規定により読み替えられた同条第２項の規定を適用する場合又は平成21年改正法附則第57条第８項に規定する合併法人若しくは同条第11項に規定する分割承継法人である連結法人が適格合併等の日を含む連結事業年度若しくは事業年度以後の各連結事業年度において当該適格合併等により引継ぎを受けた電子計算機買戻損失準備金の金額につき同条第８項若しくは第11項の規定により読み替えられた同条第２項の規定を適用する場合には、当該適格合併等の日を記載すること。この場合には、「$\frac{\text{当期の月数}}{\text{60月}}$　⑶」の欄の記載に当たつては、「当期の月数」とあるのは「当期の月数（適格合併等の日を含む事業年度又は連結事業年度にあつては同日から当該事業年度又は連結事業年度終了の日までの期間の月数）」と、「60月」とあるのは「60月から経過期間（平成21年４月１日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の日から適格合併等の日の前日までの期間）の月数を控除した月数」として記載すること。

別表十一(十九)の記載要領中「（以下」の次に「この記載要領において」を加える。

別表十一(四)の記載要領第１号中「、所得税法等の一部を改正する法律（平成16年法律第14号）第７条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号及び次号において「平成16年旧措置法」という。）第65条の７から第65条の９まで（特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）」を「、平成16年旧措置法第68条の78から第68条の80まで（特定の資産の買換えの場合の課税の特例等）」に改め、同号⑴中「、平成17年旧措置法第65条の７」を「若しくは平成17年旧措置法第65条の７」に改め、「若しくは平成16年旧措置法第65条の７から第65条の９まで」を加え、「、平成17年旧措置法第68条の78」を「若しくは平成17年旧措置法第68条の78」に改め、「若しくは平成16年旧措置法第68条の78から第68条の80まで」を加える。

別表十一(五)の記載要領中「租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号）第18条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「平成22年旧措置法」という。）」に、「同法」を「平成22年旧措置法」に改める。

別表十一(十三)の表を次のように改める。